

議事要旨

令和元年度 第2回熊本県交通渋滞対策協議会

開催日時・場所：書面開催

下記について、熊本県交通渋滞対策協議会構成員において、書面にて承認された。

記

1. 審議事項

熊本県交通渋滞対策協議会規約改正について

官民連携による検討体制を整えるため、以下のとおり構成員を変更・追加する。

【変更】

現在	変更
・九州産交バス（株）運行本部長	→ 一般社団法人熊本県バス協会 専務理事

【追加】

- ・公益社団法人 熊本県トラック協会 専務理事
- ・一般社団法人 熊本県タクシー協会 専務理事

2. 資料

熊本県交通渋滞対策協議会規約（案）

以上

熊本県交通渋滞対策協議会規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会の名称は「熊本県交通渋滞対策協議会」（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は熊本県における交通渋滞状況を把握し、渋滞解消を図るべく、総合的な渋滞対策を実施することを目的とする。

（組 織）

第 3 条 1. 本会は交通渋滞対策の整備に係わる関係機関をもって組織する。
2. エリアワーキングは、必要に応じて設置できるものとする。
3. 本会にオブザーバーを置くことができるものとする。
4. 本会の構成は別表－1 のとおりとする。会長が必要と認めるときは構成員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

（本 会）

第 4 条 1. 本会は次に掲げる事務を所掌するものとする。
（1）渋滞対策の効果が十分発揮できるような整備方針の調整
（2）事業の実施時期の調整
（3）各機関との事業調整
2. 会長は九州地方整備局熊本河川国道事務所長があたる。
ただし、会長に事故等があるときは、副会長の熊本県土木部道路都市局道路整備課長がその職務を代行する。
3. 会長は協議会を召集し、その運営をつかさどる。

（エリアワーキング）

第 5 条 1. エリアワーキングは、必要に応じて本規約第 4 条第 1 項に関する事項について連絡調整を行う。
2. エリアワーキングの座長は、九州地方整備局熊本河川国道事務所技術副所長があたる。ただし、座長が出席できない場合は、あらかじめ座長の指名した者がその職務を代行する。エリアワーキングの構成は別表－2 のとおりとする。
3. 座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

（事務局）

第 6 条 事務局は、九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、交通対策課及び熊本県土木部道路都市局道路整備課、熊本市都市建設局土木部道路整備課内に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成5年9月2日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成15年9月17日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成20年12月25日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成24年7月3日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成29年7月26日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を令和元年7月18日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を令和元年11月26日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会名簿

所 属		役 職
◎	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	事務所長
	九州地方整備局 八代河川国道事務所	事務所長
	九州地方整備局 道路部道路計画第一課	課長
	九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)
	熊本県警察本部	交通規制課長
○	熊本県土木部道路都市局	道路整備課長
	熊本県土木部道路都市局	道路保全課長
	熊本県土木部道路都市局	都市計画課長
	熊本市都市建設局 都市政策部	部長
	熊本市都市建設局 土木部	部長
	一般社団法人 熊本県バス協会	専務理事
	九州産交バス(株)	運行本部長
	公益社団法人 熊本県トラック協会	専務理事
	一般社団法人 熊本県タクシー協会	専務理事
	西日本高速道路(株)九州支社総務企画部企画調整課	課長
	西日本高速道路(株)九州支社熊本高速道路事務所	所長
	事務局	
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第二課, 交通対策課	
	熊本県土木部道路都市局 道路整備課	
	熊本市都市建設局土木部 道路整備課	

◎会長、○副会長

熊本都市圏エリアワーキング

所 属		役 職
◎	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	副所長
	熊本県警察本部 交通規制課	課長補佐
	熊本県警察本部 交通規制課	課長補佐
○	熊本県土木部道路都市局 道路整備課	審議員
	熊本県土木部道路都市局 都市計画課	審議員
	熊本市都市建設局 都市政策部	都市政策課長
	熊本市都市建設局 都市政策部	交通政策課長
	熊本市都市建設局 土木部	道路整備課長
	西日本高速道路(株)九州支社熊本高速道路事務所	総括課長
	事務局	
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第二課, 交通対策課	
	熊本県土木部道路都市局 道路整備課	
	熊本市都市建設局土木部 道路整備課	

◎会長、○副会長